

# 障害者雇用促進支援事業実施要綱

平成30年3月30日 29産労雇就第1304号

## (目的)

第1条 この要綱は、障害者が社会の中で生き生きと活躍する機会を創出し、障害者雇用の促進と働きやすい環境づくりを図るため、ビジネスと両立を図りながら障害者雇用の拡大等に取り組む中小企業に対し、経営や雇用環境に関する支援及び資金調達や能力開発への支援等を行う「障害者雇用促進支援事業（以下「本事業」という。）」に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条で規定する中小企業のことであり、資本の額又は出資の総額が3億円以下（小売業、飲食店又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円以下、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円以下）の事業主若しくは常時雇用する労働者の数が300人以下（小売業又は飲食店を主たる事業とする事業主については50人以下、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人以下）の企業をいう。
- (2) 共同団体とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定される中小企業事業主の団体（事業協同組合、信用協同組合、企業組合、協働組合、商工組合）若しくはその連合団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定されている団体、共同出資会社（商法の規定に基づく合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社法の規定に基づく有限会社で、3名以上の中小企業者が出資する中小企業であって、その総出資額の3分の2以上を中小企業者が出資し、かつ、構成員たる中小企業者の利益となる事業をその目的とするもの）、その他営利を目的としない法人であって、団体の構成員に占める中小企業事業主の割合が3分の2以上であるものをいう。

## (支援対象要件)

第3条 この要綱において、本事業の対象とする中小企業及び共同団体（以下「企業等」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている企業等とする。なお、都内の就労移行支援事業所及び就労継続支援A型事業所は企業等に含めない。

- (1) 東京都内に本社又は主たる事業所があること。
- (2) 150人以上300人未満の企業等は、原則として障害者3人雇用していること。150人未満の企業等は、原則として障害者2人以上雇用していること。
- (3) 障害者の雇用の拡大等に積極的に取り組み、経営支援及び障害者の雇用環境整備に関する支援を希望する企業等であること。企業等は、最終的な支援結果として、ア. 新規雇用（重度障害者を含む）、イ. 処遇改善（有期雇用から無期雇用へ転換）、ウ. 障害者の能力向上（職域拡大）のアからウまでの中でどちらかを達成すること。
- (4) 障害者の能力開発や資金調達に関する支援を希望する企業等は、各支援に関する要件を満たしていること。
- (5) 過去5年間に重大な法令違反がないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。

- (7) 企業等の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団並びに同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者でないこと。
- (8) 法人事業税及び法人住民税（個人事業主の場合は、個人事業税及び個人住民税）、消費税及び地方消費税の未納付及び滞納がないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
- (10) 本事業を実施するに当たり、必要な範囲において、第6条に規定する支援内容に係る情報を同条に掲げる専門家等において共有することに同意すること。
- (11) 東京都による本事業の成果に関する調査に協力することに同意すること。

2 本事業の支援開始後に、支援対象企業が前項に定める要件を満たさないことが判明した場合は、知事は支援を中止又は改善措置がなされて要件を満たすことが確認できるまでの期間支援を停止できるものとする。

#### （申込み）

第4条 本事業を希望する企業等は、知事に、様式第1号（申込書）及び様式第2号（要件該当申告書）の提出により、申請するものとする。

#### （支援決定）

第5条 知事は、前条により申請があった場合、その申請内容と第3条に掲げる要件を審査の上、次の各号により支援企業を決定する。

- (1) 審査の上、適当と認められるときは、支援する決定を行い、様式第3号（決定通知書）により、当該申請企業等に通知する。
- (2) 審査の上、適当と認められないときは、支援しない決定を行い、様式第3号の2（決定通知書）により、当該申請企業等に通知する。

#### （支援内容）

第6条 知事は、前条で支援を決定した企業に対して、専門家等を派遣し、支援計画に即した具体的な支援を行うものとする。

#### （報告の徴収）

第7条 知事は、企業等に対し、必要に応じて支援の実施状況や実施結果等について、報告を求めることができる。

#### （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、当該事業の実施について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。